公益財団法人千葉ヘルス財団特定資産等取扱規程

（趣旨）

第１条　公益財団法人千葉ヘルス財団（以下「財団」という。」）の事業は、寄附金収入及び基本財産並びに特定資産等（以下「特定資産等」という。）の運用益を原資とするが、近年の経済情勢等により毎年安定した収入を期待できる状況にない。

　事業計画を実施するに当たっては、安定的な収入を確保することが不可欠であることから、特定資産等の適正な管理により当初計画した事業ができるようにする。

（目的）

第２条　この規程は、財団における特定資産等の積立て、取崩しその他の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（要件）

第３条　特定資産等は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものでなければならない。

（１）当財団定款第４条に規定する事業の実施目的及び使途のために積立て又は取崩しを行うものであること。

（２）他の資金と明確に区分して管理されていること。

（運用）

第４条　特定資産等は、理事長が運用する。

２　特定資産等の運用は、元本の安全性に配慮するとともに、相応の運用益が得られる方法で運用しなければならない。

（取崩し）

第５条　特定資産等は、理事会の議決を経て取崩し、第３条（１）に規定する事業実施費用に充てることができる。

２　前項に掲げる事業の実施以外のために取崩しを行う場合は、理事会の議決に加わることのできる理事の３分の２以上の決議を経て、取崩すことができる。

（規程の改廃）

第６条　この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人千葉ヘルス財団の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。